

新婚世帯を対象に家賃等を支援します

対象世帯については、「対象世帯確認シート」にてご確認をお願いします。

1世帯あたり（39歳以下）

30万円

【申請期間】

令和6年3月29日（金）まで

夫婦ともに29歳以下の世帯

60万円

※宮古島市役所 総合庁舎1階 地域振興課 へ申請書類をご持参ください。

補助対象経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った次の①から④の費用

※契約書や領収書等、支払い内容を確認できる書類のコピーを提出できるものに限りです。

- ① 住宅取得に係る費用のうち、建物の購入費用
- ② 住宅賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
※婚姻後に生じた費用が対象となります。
- ③ リフォーム費用のうち、物件の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
※倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、家電購入及び設置に係る費用は対象外です。
- ④ 引越費用のうち、引越業者又は運送業者への支払いに係る費用

事業の流れ



☆手続きに必要な各種様式については、「宮古島市ホームページから印刷」又は「地域振興課にて受け取り」をお願いします。

☆詳しい事業内容についても、ホームページにてご確認ください。

申請先・問い合わせ先：〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 市民生活部 地域振興課 地域振興係（宮古島市役所総合庁舎1階）

受付時間：8:30~12:00、13:00~17:15（土・日・祝日を除く）

【電話】0980-73-4905 【FAX】0980-73-1987

令和5年度宮古島市結婚新生活支援事業補助金 対象世帯確認シート

- ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届が受理され、夫婦共に、婚姻日時点の年齢が39歳以下である。(40歳誕生日の2日前までに受理されていること。29歳の場合も同様。)
- ・令和4年度に補助金交付を受けた夫婦で、上限額を受け取っていない夫婦である。

※宮古島市以外の自治体における受理も含む。

はい

いいえ

申請日時点において、夫婦の双方又は一方が宮古島市民である。

はい

いいえ

令和5年度の所得証明書（令和4年の所得が分かるもの）をもとに計算した夫婦の合計所得が500万円未満である。

はい

いいえ

令和4年1月から令和4年12月までの間に、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金を返済し、その年間返済額を控除した額が500万円未満である。

はい

いいえ

申請時に、夫婦の双方又は一方が宮古島市民であり、その方の住民票の住所が申請に係る物件の所在地と一致している。

はい

いいえ

夫婦共に、過去に国の結婚新生活支援事業に基づく補助を受けたことがない。

はい

いいえ

夫婦共に、市税等、宮古島市に納めるべき費用について、滞納がない。

はい

いいえ

夫婦共に、宮古島市に継続して居住する意思がある。

はい

いいえ

夫婦共に、アンケート及び3年間の世帯状況調査に協力できる。

はい

いいえ

夫婦共に、生活保護を受けていない。

はい

いいえ

夫婦共に、暴力団員でない。

はい

いいえ

対象

対象外